

就職活動等におけるハラスメント防止に関する基本方針

はじめに

昨今、求職者の採用活動の場（説明会、面接等。対面、オンライン問わず。）において、採用担当者等が求職者よりも優越的な立場を背景とした不適切な言動、「就職活動等におけるハラスメント（以下、就活等ハラスメントという。）」が社会的な問題になっています。

これを踏まえ、本学園では、採用活動等に関わるすべての場において、ハラスメントのない健全な関係を確保し、求職者が公正な環境で能力を発揮できるよう、「就職活動等におけるハラスメント防止に関する基本方針」を定め、安心して選考に参加できる環境づくりに努めます。

就活等ハラスメントの定義

就職することを望む求職者等に対し、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントといった行為を行い、求職者等の就職活動その他職業選択に資する活動の阻害、あるいは求職者等の権利を侵害し、あるいは尊厳を傷つける行為を「就活等ハラスメント」と定義します（学校法人至学館ハラスメント防止等に関する規程第3条2項9号）。

対象となる行為の例（対面・オンライン、同性・異性問わず）

- ・食事等への執拗な誘い
- ・不必要な身体への接触
- ・冗談やからかい
- ・求職者の人格の否定、威圧的な言動
- ・選考と無関係なプライベートな事項（思想・信条、家族関係等）の詮索
- ・SNSを通じた業務外の個人的な連絡
- ・・・等

就活等ハラスメントへの対応

- ・採用選考にかかる面接等において、複数名での対応を基本とし、記録を取る等、その透明性を高めます。
- ・面接等の実施については、各設置校（至学館大学、至学館高等学校、至学館大学附属幼稚園）にて行います。
- ・選考の連絡については、各設置校で使用しているメール（就職サイトでの求人の場合は当該サイトで利用できるメール機能）、固定電話のみを利用し、個人のメール、携帯電話、SNS等は一切利用いたしません。
- ・万が一、就活等ハラスメントが疑われる事案が発生した場合には、速やかに事実関係の調査を行います。ハラスメントの事実が確認された場合、就業規則等に基づき、当該教職員に対し、厳正な処分を含めた適切な是正措置を行います。
- ・相談者の個人情報、相談内容等の情報につきましては、「学校法人至学館 ハラスメント防止等に関する規程」に基づき、守秘義務を徹底し適切に管理します。

- ・万が一、求職者の方で、本学園との採用活動中に、就活等ハラスメントに該当するような行為を受けた場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。

【相談窓口】

(学 内)

至学館大学 経営管理局 総務課

〒474-8651 大府市横根町名高山 5 5

TEL : 0562-46-1217 (内線 141)

FAX : 0562-44-1313

(学 外)

清田法律事務所 (公益通報窓口)

〒464-0853 名古屋市千種区小松町 6 丁目 9 番地の 2

TEL : 052-753-3024

FAX : 052-753-6456

令和 8 年 10 月 1 日

学校法人 至学館